⑵　協定債権者株式会社長野銀行および長野県信用保証協会は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、協定債権全額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　協定債権者株式会社オークサ・マテックス、株式会社佐久グランドホテルおよび株式会社大進は、会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、協定債権全額につき、その債務を免除する。
⑷　会社は、1⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、協定債権者株式会社長野銀行および長野県信用保証協会に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を1⑴の債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、1⑵の規定により会社が受けた免除の額は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　弁済の方法
⑴　支払の方法
　協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振り込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は協定債権者の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
　協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる1円未満の端数は切り捨てる。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
　会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別表省略）

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３０３４号

大阪市北区大淀北１丁目４番26号
清算株式会社　株式会社大淀製作所
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第1　通則
1　利息及び遅延損害金の免除
　協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、清算人代理弁護士藤原誠の事務所（大阪市中央区備後町３丁目２番８号長谷ビル７階703号室大阪船場法律事務所）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、清算株式会社の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴の弁済の場所において弁済を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は当該弁済金を大阪法務局に供託する。
⑶　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。
第2　一般債権
1　定義
　一般債権とは、協定債権のうち、第３において定める清算株式会社の解散時における取締役である安岡浩司、安岡裕子及び安岡貞夫に対する債権、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　少額債権に対する弁済及び免除
ア　別表１－１記載の協定債権は、一般債権のうち債権額が金30万円以下の少額債権である。上記一般債権については、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、金１万8000円と各一般債権の金額を比較して少ない方の金額を支払う。弁済額は、その全部を債権元本に充当する。
イ　前号の弁済後、一般債権の金額と弁済額との差額について免除を受ける。
ウ　別表１－１記載の協定債権者は、本協定案承認に関する債権者集会の前日を期限として、文書で清算人代理に通知することにより、次の⑵記載の協定債権として弁済を受けることを選択することができる。
⑵　少額債権以外の協定債権に対する弁済及び免除
ア　別表１－２記載の協定債権については、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、一般債権の6.0パーセントに相当する額を支払う。弁済額は、その全部を債権元本に充当する。
イ　前号の弁済後、一般債権の94.0パーセントに相当する額について免除を受ける。
⑶　追加弁済
ア　第２、２⑵アによる弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを代表清算人が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを第２、２⑵イにより弁済日に免除された各協定債権者の協定債権の残額の金額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、追加弁済の範囲においては、第２、２⑵イによる免除の効力は失われるものとする。
イ　第２、２⑴アによる弁済を受けた一般債権は、前号の追加弁済の対象から除外する。
第3　清算株式会社の解散時における取締役に対する債権
　清算株式会社の解散時における取締役である安岡浩司、安岡裕子及び安岡貞夫の各協定債権については、本協定の認可決定が確定したときに、その全額の免除を受ける。また、安岡浩司が連帯保証している協定債権につき、同人が、本協定に基づく弁済前において代位弁済により当該債権者の地位を承継したときは、当該協定債権については、承継と同時にその全額の免除を受ける。
（別紙省略）

大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３０号

大阪府枚方市東香里南町50番４号
再生債務者　清家　準司
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満４－３－４　御影ビル２階　アイリス法律事務所　弁護士　伊藤　妙子
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成22年10月25日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号

北海道標津郡中標津町字当幌1323番地４
再生債務者　中畑建設株式会社
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年12月20日から平成23年１月７日まで

釧路地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１６号

大阪府柏原市国分東条町26番15号
再生債務者　エーワンオートリサイクル株式会社（旧商号東栄興業株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年10月25日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第１８号

大阪府柏原市国分東条町26番15号
再生債務者　有限会社東栄あきだ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年10月25日

大阪地方裁判所第６民事部